

不動産コンサル地域WG、登録開始

国交省と流通センターが連携

国土交通省と不動産流通推進センターは11月8日、地域

で不動産コンサルティング活動を実践する団体「不動産コンサルティング地域ワーキング・グループ」の登録制度創設を発表し、同日から登録を開始した。

6月に国土交通省が発表した「不動産業における空き家対策推進プログラム」地域価値を共創する不動産業を目指して、「空き家流通のビジネス化支援策の一つとして、不動産コンサルティ

ングサービスの促進を図つていくことが盛り込まれた。

こうした背景から、不動産

省と協力して、公認不動産コ

ンサルティングマスターを核

として、全国各地域で業務に

関するノウハウの共有や一般消費者に対する不動産の相談

への対応をはじめ、不動産

の運営

の遵守の誓約をする」と、③

年1回活動報告(実施したコ

ンサルティング事例等を含む)

を提出すること。

こととした。

登録申請主体は、①プロッ

クまたは都道府県の不動産コ

ンサルティング地方協議会、

②不動産業団体及び傘下の団

体(47都道府県の協会、本部・

支部を含む)、③複数のコン

サルティングマスターで構成

する組織。

これら

の取り組みを通じて、消費者が信頼できる良質

な不動産コンサルティング

サービスの普及を推進していくとした。

登録を受けた地域WGは、情報交換等のための専用サイト(25年1月開設予定)の設

立を予定だ。

この

取り組みを通じて、消費者が信頼できる良質

な不動産コンサルティング

サービスの普及を推進していくとした。

登録要件は、①業務責任者はNPO法人、④その他①②に準ずる組織や団体であつて推進センターが認めるものなどを想定する。

登録要件は、①業務責任者として1人以上の不動産コンサルティングマスターを届け出ること、②地域WG活動にあたり「公認不動産コンサルティングマスター倫理規程」

登録申請主体は、①プロックまたは都道府県の不動産コンサルティング地方協議会、②不動産業団体及び傘下の団体(47都道府県の協会、本部・支部を含む)、③複数のコンサルティングマスターで構成する組織。

登録を受けた地域WGは、情報交換等のための専用サイト(25年1月開設予定)の設立を予定だ。

この取り組みを通じて、消費者が信頼できる良質な不動産コンサルティングサービスの普及を推進していくとした。

支援体制の充実

登録を受けた地域WGは、情報交換等のための専用サイト(25年1月開設予定)の設立を予定だ。

この取り組みを通じて、消費者が信頼できる良質な不動産コンサルティングサービスの普及を推進していくとした。

この取り組みを通じて、消費者が信頼できる良質な不動産コンサルティングサービスの普及を推進していくとした。